五　法第八条の規定による決定の通知
六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
七　法第十二条の規定による状況報告の受理
八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
十　法第十四条の規定による実績報告の受理
十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

新潟県
長野県

○環境省告示第七十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年九月環境省告示第九十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日

環境大臣　細野　豪志

表補助金等の予算科目の欄中

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業、地域活動支援・連携促進事業、先進的次世代車普及促進事業及び省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業に限る。）」

を

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業、地域活動支援・連携促進事業、先進的次世代車普及促進事業及び省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業に限る。）
地球温暖化対策推進事業費補助金」

に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付については、なお従前の例による。

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「第二十八条第七号及び第八号」を「第二十七条第七号及び第八号」に改める。

第十四条第二項中「主任は、政治議会課」の下に「及び憲法課」を、「政治議会課長」の下に「及び憲法課長」を加える。

第二十四条中第三号から第五号までを次のように改める。

三　議会官庁資料課
四　政治議会課
五　憲法課

第二十五条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　局の所掌事務に関する大学、調査研究機関、国際機関等との連絡及び協力に関すること。

七　局の所掌事務に係る情報システムに関する事務の調整に関すること。

八　局刊行物等その他の局が作成する情報並びに次条第六号に規定する資料及び情報の電磁的方法による複製及びその成果のインターネット等を通じた提供に関すること（議会官庁資料課の所掌に属するものを除く。）。

第二十五条に次の四項を加える。

2　調査企画課に、連携協力室を置く。

3　連携協力室は、第一項第六号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

4　連携協力室に、室長を置く。

5　室長は、命を受けて、連携協力室の事務を掌理する。

第二十六条第八号中「第二十八条第六号」を「次条第六号」に改める。

第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第一項第一号中「第十四条第一項各号」を「第十四条第一項第二号から第七号まで」に改め、同号後段及び同条第二項から第五項までを削り、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（憲法課）

第二十九条　憲法課は、第十四条第一項第一号に掲げる事項に係る調査に関する事務をつかさどる。この場合において、同号中「他の室」とあるのは「他課」とする。

第七十七条第一項中「、連携協力課」を削る。

第七十八条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「総務部人事課厚生室」の下に「及び局調査企画課連携協力室」を加える。

第七十九条第一項中「政治議会課」の下に「、憲法課」を加え、同条第二項中「、連携協力課」を削り、「所掌（」の下に「局調査企画課及び」を加える。

附　則

この規則は、平成二十四年四月六日から施行する。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第11号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成24年4月6日

人事院総裁　江利川　毅

1　第2項第8号中(12の2)の次に(12の2)として次のように加える。

(12の2)　第12条第2項第2号の規定に基づき、人事院が認めることとされている作業について認めること。

第2項第22号(2)中「若しくはハ」を「、ハ若しくはニ」に改める。

2　この決定による改正は、平成24年4月6日から効力を発生する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）